



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
1月30日
第482号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

- 告 示
 - 道路区域の変更(道路保全課)..... 1
 - 道路の供用開始(道路保全課)..... 2
- 健康福祉事務所告示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(湖東)..... 2
- 人事委員会規則
 - ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2
- 人事委員会公告
 - 令和6年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一先行実施枠(総合土木)一公告..... 3
- 雑 報
 - 環境影響評価書の縦覧公告..... 5

告 示

滋賀県告示第28号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年1月30日から令和6年2月13日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月30日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大津能登川長浜線	栗東市川辺字平葉547番10地先から	変更後	最小 16.0m } 最大 61.3m	333.2m	道路改良工事(交差点改良および迂回路設置)に伴う道路区域の変更
		栗東市目川字池ノ神1115番地先まで	変更前	最小 16.0m } 最大 59.9m	333.2m	
		栗東市川辺字新日吉584番地先から	変更後	最小 11.1m } 最大	335.1m	道路改良工事(交差点改良および迂回路設置)に伴う

	川辺御園線	栗東市川辺字平葉547番12地先まで		53.8m	336.8m	道路区域の変更 (重用) 大津能登川長浜線 L=231.8m
			変更前	最小 11.1m } 最大 20.3m		

滋賀県告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月30日から令和6年2月13日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月30日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
川辺御園線	栗東市川辺字新日吉584番地先から 栗東市川辺字平葉547番12地先まで	令和6.2.1 9時	L=336.8m

健康福祉事務所告示**滋賀県湖東健康福祉事務所告示第3号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年1月30日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村 清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ケアサポート和み	彦根市本町一丁目9-24 フィオーレ本町2FC室	株式会社コネクト	彦根市城町一丁目4-8	同行援護	令和6.2.1	2510200815

人事委員会規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月30日

滋賀県人事委員会委員長 池田 美幸

滋賀県人事委員会規則第1号**滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

(特別災害応急対策等業務手当)

第25条の2 条例第42条第2項に規定する人事委員会の定める特別の危険を伴う特殊の勤務に従事する職員とは、緊急の災害応急対策または災害復旧のため、令和6年能登半島地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域内において、次に掲げる業務のうち心身に著しい負担を与える業務に従事する職員とする。

- 被災した建築物の調査、検査等の業務
- 災害の発生した箇所における災害状況の調査等の業務

- (3) 被災者の診療、看護、保健指導等の業務
 - (4) 緊急援助物資の運搬、配給等の業務
 - (5) 被災地で行うし尿処理の業務およびその支援
 - (6) 避難所等の運営およびその支援
 - (7) 避難所等で行う緊急援助物資等の管理業務
 - (8) 被災地で行う情報収集、連絡調整等の業務
 - (9) 被災地で行う要保護児童の調査、情報収集の業務
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会がこれらに準ずると認める業務
- 2 前項に規定する職員に対しては、特別災害応急対策等業務手当を支給する。
- 3 前項の手当の額は、従事した日1日につき840円(第1項に規定する業務が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定に基づく避難のための立退きの指示に係る地域、同条第3項の規定に基づく緊急安全確保措置の指示に係る地域、同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域等で人事委員会が認めるもので行われた場合にあつては、1,680円)とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

人 事 委 員 会 公 告

令和6年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)－先行実施枠(総合土木)－公告

令和6年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)－先行実施枠(総合土木)－を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和6年1月30日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
総合土木	24人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成10年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者

イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)もしくは高等専門学校(以下「大学等」という。)を卒業した者または令和7年3月31日までに大学等を卒業する見込みの者

(イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 試験日 令和6年4月7日(日)

(2) 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

(3) 方法 能力検査および大学卒業程度の筆記試験(専門試験)を、次の方法により行います(200点満点)。

ア 能力検査(配点100点) 択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について筆記試験を行います。

イ 専門試験(配点100点) 択一式および記述式により、専門的知識および能力について筆記試験を行います。

択一式は30問出題、全問必須解答とします。記述式は10問中3問の選択解答とします。出題分野は、別表のとおりです。

- (4) 第1次試験合格者の発表 令和6年4月下旬に滋賀県職員採用ポータルサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>) において受験番号で発表します(受験者への通知は行いません)。

4 第2次試験

(1) 日時および場所

ア 論文試験 第1次試験日(令和6年4月7日(日))と同日に同会場で実施します。

イ 口述試験 第1次試験合格者に対して令和6年6月上旬に大津市内で行う予定です。詳しい日時、場所等は、第1次試験合格者の発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトでお知らせします(受験者への通知は行いません)。

ウ 適性検査 第1次試験合格者に対して令和6年5月上旬から同月中旬にインターネットを利用したWeb方式により実施します。詳細は第1次試験合格者の発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトでお知らせします(受験者への通知は行いません)。

(2) 方法 論文試験、口述試験および適性検査を、次の方法により行います(500点満点)。

ア 論文試験(配点100点) 識見、思考力、表現力等について試験を行います。第1次試験日(令和6年4月7日(日))に実施し、第1次試験合格者のみ採点を行います。

イ 口述試験(配点400点) 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

ウ 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(700点満点)。

5 最終合格者の発表 令和6年6月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

(1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和7年4月1日を基本としつつ、合格者に令和6年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 給料は、月額217,579円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和6年4月1日時点のものです。

(3) 平成15年4月2日以降に生まれた者で、大学等卒業見込みを要件として受験したものが、所定の時期までに大学等を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。

(4) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ 身体に障害があり、受験時の配慮(車椅子の使用や拡大文字による受験等)を必要とする場合は、必ず申込みの際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は対応できません。

(2) 受付期間 令和6年3月1日(金)午前9時から令和6年3月25日(月)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事

委員会事務局までお越しく下さい。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位 ならびに専門試験の得点	第1次試験合格者発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格者発表の日から1か月間	丁目1番1号 県庁東館6階)

別表

出題分野
数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般

※ 自然災害等の影響により、試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

雑 報

環境影響評価書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第19条第2項の規定に基づき、株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価書を作成し、滋賀県知事および守山市長、野洲市長、栗東市長に送付しましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価書を縦覧に供します。

令和6年1月30日

- 1 公告する事業者 株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨
京都府長岡京市東神足一丁目10番1号
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業
 - (2) 種類 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業(高さ60m以上かつ延べ面積50,000㎡以上)(滋賀県環境影響評価条例別表第16号)
 - (3) 規模 建築物の高さ100m未満、延べ面積(許容容積対象面積)約59,996.46㎡
- 4 対象事業実施区域 守山市浮気町300番地24他(住居表示)
- 5 環境影響評価書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県南部環境事務所(草津市草津三丁目14番75号)
守山市都市経済部企業立地推進課(守山市吉身二丁目5番22号)
なお、株式会社村田製作所のホームページ(<https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/assessment/moriyama-hyokasho>)でも電子縦覧を行っています。
- 6 環境影響評価書の縦覧の期間および時間 令和6年1月30日から令和6年2月29日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先
事業計画に関する問合せ先 株式会社村田製作所コーポレート本部ESG・HR統括部ファシリティ部建設課
電話 075-955-6503 担当 河野隆治
環境影響評価書に関する問合せ先 株式会社KANSOテクノス環境部環境アセスグループ 電話 06-6263-7310 担当 田中裕之

